

高松市監査委員告示第6号

工事監査（随時監査）結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年2月20日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 波多等
同 森谷忠造

工事監査（随時監査）の結果等に基づく措置通知について

第1 平成22年度工事監査（随時監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

高松市東部運動公園管理事務所棟建設工事（付帯設備工事を含む。）について

対象部課等	都市整備部建築課	
措置通知日	平成23年12月1日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	鉄筋の圧接継手の位置を適正にすべきもの 基礎コンクリート鉄筋の配筋状況の写真において、一部で隣り合う圧接継手の位置が0.4メートル以上確保されていない箇所が見受けられたので、鉄筋の継手や圧接位置の集中により構造上の弱点となることがないように十分配慮し施工するよう必要な措置を講じられたい。	鉄筋の圧接継手の位置を適正にすべきものについては、平成23年4月27日工事契約依頼の平成23年度分建築工事において改めた。
	各施工段階における施工の状況を写真撮影すべきもの	

<p>公共建築工事標準仕様書第1章第1節工事の記録(d)では、工事の施工によって隠蔽されるなど、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合は工事写真を整備することが定められているが、鉄筋工の工事写真において、配筋ピッチや被りなど工事の施工後に施工の状況を確認することができないものについて撮影がされていないものが見受けられたので、同規定により、工事の施工後においても各施工段階における状況が確認できるよう、適切な写真撮影に努められたい。</p>	<p>各施工段階における施工の状況を写真撮影すべきものについては、平成23年4月27日工事契約依頼の平成23年度分建築工事、機械工事および電気工事において改めた。</p>
<p>コンクリート打設時の養生を適正にすべきもの</p> <p>コンクリート打設時の写真において、作業員が、直接、基礎コンクリートの鉄筋上に乗り、打設作業を行っているものが見受けられたので、組立てが完了した鉄筋に影響することがないように養生用の足場板を敷き、コンクリートの打設作業を行うよう、施工業者を指導されたい。</p>	<p>コンクリート打設時の養生を適正にすべきものについては、平成23年4月27日工事契約依頼の平成23年度分建築工事において改めた。</p>
<p>使用材料に関する資料を添付すべきもの</p> <p>本工事では、特記仕様書で、使用するレディーミクストコンクリートの種別はI類とすることとしているが、当該工事の使用材料がJIS Q 1001, 1011に基づきJISA 5308への適合が認証されたことが判る資料が添付されていないので、使用材料関係書類に適合認証を行った機関の認証基準書を添付するよう措置を講じられたい。</p>	<p>使用材料に関する資料を添付すべきものについては、平成23年4月27日工事契約依頼の平成23年度分建築工事において改めた。</p>
<p>工種別施工計画書を作成すべきもの</p> <p>施工管理に係る書類において、施工計画書として総合施工計画書は作成されているが、工種別施工計画書が作成されていないので、請負業者に、工種別施工計画書を作成するよう指導するなど、適切な施工管理が図れるよう措置を講じられたい。</p>	<p>工種別施工計画書を作成すべきものについては、平成23年4月27日工事契約依頼の平成23年度分建築工事、機械工事および電気工事において改めた。</p>

<p>施工管理計画書に労働災害防止協議会に関する事項を記載すべきもの</p> <p>労働安全衛生法第30条第1項第1号では、労働者および関係請負人の労働者が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、協議組織の設置および運営を行うことを規定しているため、適切な施工管理体制が図れるよう、施行計画書の安全管理計画に労働災害防止協議会に関する事項を記載されたい。</p>	<p>施工管理計画書に労働災害防止協議会に関する事項を記載すべきものについては、平成23年4月27日工事契約依頼の平成23年度分建築工事、機械工事および電気工事において改めた。</p>
---	--

第2 平成22年度工事監査（随時監査）の結果に付した監査委員の意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

高松市東部運動公園管理事務所棟建設工事（付帯設備工事を含む。）について

【意見を付された事項】	【措置された内容】
<p>全体協議等への出席について</p> <p>本工事において、監督員は、委託監督員が担当しており、施工に関する打合せ協議は適切に実施され、監督員の指示事項、協議内容および施工の立会結果についての記録も整備されているが、工事主管課の職員においても、可能な限り全体協議等へ出席し工事状況の把握に努められたい。</p>	<p>全体協議等への出席については、平成23年4月27日工事契約依頼の平成23年度分建築工事、機械工事および電気工事において改めた。</p>